

基本プログラムが目指す主な「気付き」

① 「障害はどこにあるのか？」を理解する（「障害の社会モデル」の理解）

- ✓ 「障害」は個人の心身機能の障害とモノや環境（人的環境も含む）等の「社会的障壁」*との相互作用によって、創り出されているものであること（「障害の社会モデル」）。

（これに対し「障害」が個人の心身機能の障害によるものとする考えを「医学モデル」と言う。）

*障害者基本法において、社会的障壁とは「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」とされている。

- ✓ 上記の理解のもとに、この社会にある「バリア」に気付き、それを取り除き、または取り除くための手助けをし、差別を行わず、多様な人々とコミュニケーションする力を磨き、行動することが「心のバリアフリー」の目指す共生社会の一員として、求められていること。
- ✓ この「障害の社会モデル」の考え方は、2006年に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」でも採択されているもので、日本はこれを2014年に批准しており、この考え方に基づく対応が求められていること。特に、2016年4月から施行された障害者差別解消法では、この考え方にに基づき、国・地方公共団体・事業者に対し、不当な差別的扱いの禁止や合理的配慮の提供が求められていること。

② 社会にある「バリア」によって人々に生じている困りごとや痛みに関心する

- ✓ 社会的障壁によって、心身機能の障害のある人々に、困りごとや痛みが生じていること。
- ✓ 個々人の心身機能の障害は多様であり、それぞれが「バリア」と感じるものも多様であること。
- ✓ 心身機能の障害の有無など、自分とは異なる状況にある人の「困りごと」がわかりづらいこともあるため、少しでも困りごとや痛みに関心し、共感できるようになることが重要であること。（心身機能の障害の有無という違いや少数派と多数派という違いを踏まえ、自分とは異なる視点の獲得が重要）

③ 共生社会をつくるために、具体的な行動を起こす

- ✓ とりわけ日本社会においては、他者の困りごとや痛み気付いても、「無関心」「無関心を装っている」「遠慮」「自分にはわからない」など心に「バリア」をつくってしまい、その困りごとや痛みに対して配慮ができていない場合があるが、上記の考え方を踏まえ、具体的な行動に変えていくべきこと。
- ✓ はじめの一步として、まずは自身の周囲に気を配り、人々の困りごとや痛みを察知できる力を養うこと。
- ✓ そして、好奇の視線を送ったり、拒絶的な態度を示したりすることなく、困りごとや痛みを抱えた人から声をかけやすい姿勢を取り、見守ったり、「何かお手伝いできることはありますか？」と声をかけるなど、心身機能の障害のある人との対話を行っていくこと。